

香美市教育委員会定例会会議録

(令和4年3月25日)

招集年月日 令和4年3月18日(金)
招集場所 香美市本庁舎 2階会議室
会議の日時 令和4年3月25日(金) 午前9時
出席者 白川 景子 宮地 憲一 浜田 正彦 西 美紀 小松 清貴
欠席者 なし

説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
教育支援センター所長	吉田 弘章
教育振興課指導主任	山下 由紀子
教育振興課学校教育班長	一圓 まどか
教育振興課学校教育係長	横田 尚明
教育振興課学校教育班	浜田 礼奈
教育振興課幼保支援課係長	小松 申尚
生涯学習振興課文化班係長	秋山 貴史
中央公民館	小松 愛
少年育成センター係長	小松 弘明
美術館副館長	入野 美紀

職務のための会議出席者

会議録署名委員

小松委員

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前9時00分)

教育長 ただ今から令和4年3月香美市教育委員会定例会を開催いたします。本日の委員の皆さんは全員出席でございますので、例会の開催を満たしております。本日の議事録署名委員は小松委員さんです。よろしくお願いを申し上げます。まず、前回議事録の承認をお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

小松委員 私の分で字句の訂正をお願いします。

教育長 事務局のほうはよろしいでしょうか。

(はい)

教育長 いろいろなところにお気を使っただいて、ご発言いただいておりますので、そういうこともあろうかと思えますけれども、承認をいただけるというところで、よろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございます。
次に、教育長の報告といたしましては、各小中学校への卒業式へのご参加をいただきまして誠に有難うございました。保育園のほうはこれからというところでございますが、改めてよろしくお願いを申し上げます。
各委員の皆様方からご報告もいただいておりますとおり、どちらの学校もそれぞれの教育課程の修了時に相応しい、工夫を凝らした学校の特色の表れた卒業式だったというふうにお聞きをしております。大宮小学校につきましても、不登校の6年生の数の急増というところで大変心配もしたわけでございますけれども、全員出席をすることが叶ったと、そのことにつきましては、校長のほうも最後まで粘り強く保護者の方の説得にも当たっていただいたということもお伺いをしておりまして、まあ本当に子ども達を思うやはり先生の気持ちというのは、どの時代も変わらないなということでございます、そういう感慨を持ちました。委員の皆様方には本当にありがとうございました。
それから、人事異動が発表になりまして、悲喜こもごもといったところはございます。やはり、人というのは自分が慣れ親しんだ場所への執着というのは誰しもあって、執着や愛着というものは誰しも持つておるものでございまして、そうしたところへの惜別の寂しさであったり、新たな場所への赴任の不安であったり、そういう気持ちがまだ揺れ動いている時期かと思えますけれども、私ども教育公務員というのは、もう人事が下ればそれで動いていくという使命でございま

すので、それぞれにしっかり自分の責務を果たしていけるように、新しい組織で頑張っていたら有難いというふうに思っております。これにつきまして1年間いろいろとご助言をいただきまして、本当にありがとうございました。また4月から新しい組織につきましても、ご助力をよろしくお願いをいたします。

教育長の報告としては以上でございます。早速議事に入ってまいりたいと思います。

議案第1号、香美市地域学校協働活動推進員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

議案第1号「香美市地域学校協働活動推進員の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。ありがとうございました。それでは、議案第1号はご承認いただけたということによろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございます。承認されました。続いて議案第2号、香美市立吉井勇記念館運営審議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第2号「香美市立吉井勇記念館運営審議会委員の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関して、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。それでは、議案第2号は承認ということによろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 第2号は承認されました。引き続き議案第3号、香美市立地区公民館長の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

議案第3号「香美市立地区公民館長の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育次長 この件に関して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 それでは、議案第3号は承認をされました。ありがとうございました。
では引き続き議案第4号、香美市立地区公民館主事の委嘱について、事務局より報告をお願いいたします。

議案第4号「香美市立地区公民館主事の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関して、ご質問、ご意見等ございませんか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございます。では議案第4号は承認をされました。
引き続き議案第5号、香美市立地区公民館運営審議会委員の委嘱について、事務局より報告をお願いします。

議案第5号「香美市立地区公民館運営審議会委員の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 それでは、議案第5号は承認をされました。ありがとうございます。
引き続き議案第6号、香美市立中央公民館運営審議会委員の委嘱について、事務局より報告をお願いいたします。

議案第6号「香美市立中央公民館運営審議会委員の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 それでは、この件に関して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第6号は承認をされました。
続きまして議案第7号、香美市少年育成センター補導部育成補導委員の委嘱について、事務局より説明をいたします。

議案第7号「香美市少年育成センター補導部育成補導委員の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 ありがとうございます。では、議案第7号は承認をされました。
続きまして議案第8号、香美市少年育成センター育成部育成補導委員の委嘱につきまして、事務局より説明いたします。

議案第8号「香美市少年育成センター育成部育成補導委員の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

明石主監 これ教えてくれませんか。これどうして土佐山田町だけながです、育成部育成補導委員は。

事務局 育成部育成補導委員ですか。

こちらは主に子供会の方をお願いをしております、物部町、香北町に今子供会がありませんので、土佐山田町の方のみとなっております。

明石主監 のみということ。

事務局 以前は物部のほうにもあったということです。

教育長 それでは、議案第8号をご承認いただけますでしょうか。

「はい」という声あり

教育長 それでは、議案第8号は承認をいただきました。ありがとうございます。
それでは、議案第9号、香美市人権教育審議会委員の委嘱につきまして、事務局より説明いたします。

議案第9号「香美市人権教育審議会委員の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 それでは、議案第9号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 それでは、議案第9号は承認をいただきました。ありがとうございました。
続きまして、議案第10号、香美市人権広報委員会委員の委嘱につきまして、事務局より説明をいたします。

議案第10号「香美市人権広報委員会委員の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 ありがとうございます。では、議案第10号は承認をされました。
引き続き議案第11号、香美市立集会所運営委員会委員の委嘱につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

議案第11号「香美市立集会所運営委員会委員の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関して、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 それでは、議案第11号は承認をされました。ありがとうございます。
それでは、一度ここで議案につきましては置きまして、報告第1号に移ります。
報告第1号、事務局より説明いたします。

報告第1号「令和4年度準要保護児童生徒の認定について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

浜田委員 1つだけ。
基準所得オーバー世帯、問題言うたらおかしいですけど、これを認定するに当たって何か問題になるようなことがあったら報告しておいていただきたい。

事務局 所得課税証明書に記載をされております所得額に対しての生活保護基準の需要額の算定によって、その倍率で判定をしているわけですけど、どうしても所得というのは所得課税証明書に出て来ておる所得というのは、前の年のものになりますので、そこは現状と必ずしも一致してないところもございます。その点については、通知をする時に所得に著しい変動があったりとか、現状がちょっと違うということが有れば、教育委員会のほうへ相談をしてくださいということ添えて通知をしておりますので。

教育長 よろしゅうございますか。他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。
それでは、報告第1号は承認をいただいたということでよろしゅうございます

か。報告第1号は承認をされました。ありがとうございました。
引き続き報告第2号、香美市立美良布保育園建設設計業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（案）について、事務局より報告をいたします。

報告第2号「香美市立美良布保育園建設設計業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（案）について」

事務局 （議案説明）

教育長 それでは、この件に関しまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

浜田委員 これは、設計業務委託をプロポーザルで、教育員委員会なら図書館がそうでしたよね。その要綱と大体同じと考えてよろしいですか。

事務局 ほぼ同じ形です。

教育長 他にございませんか。気になるところ等ございませんか。
それでは、報告第2号は承認ということでよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございます。報告第2号は承認をされました。
それでは議案のほうに戻ります。
追加議案、議案第12号、香美市立吉井勇記念館運営審議会委員の委嘱につきまして、事務局より報告をいたします。

議案第12号「香美市立吉井勇記念館運営審議会委員の委嘱について」

事務局 （議案説明）

教育長 この件に関して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 それでは、議案第12号は承認をいただきました。ありがとうございます。
では引き続き、議案第13号、香美市立美術館運営審議会委員の委嘱について、

事務局より報告いたします。

議案第13号「香美市立美術館運営審議会委員の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 それでは、議案第13号は承認をされました。ありがとうございます。
続きまして議案第14号、通学区域（校区）外通学について（新規）、事務局より説明をいたします。

議案第14号「通学区域（校区）外通学について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

宮地委員 送迎は母親がしますか、大体はね。

事務局 最終学年です。

教育長 最終学年、ありがとうございます。
では、議案第14号は承認をされました。
議案第15号、香美市教育支援センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ふれんどる一むの所長より説明を申し上げます。よろしくお願ひします。

議案第15号「香美市教育支援センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関して、ご質問、ご意見等お願いいたします。

宮地委員 第1号はどんな文言でしたかね。

教育支援センター所長 第3条第1号は、「不登校児童生徒等の生活指導及び学習指導に関すること。」となっています。

宮地委員 ああ、おんなじ文言ですか。

教育支援センター所長 括弧以外、第4号は全く同じ文言になっておりまして。

宮地委員 はい、分かりました。それはもう適切ですよ。

教育長 今回いろいろ見直しをするに当たってね。

教育支援センター所長 前回報告させてもらった、ふれんどる一むの利用の仕方というものを定めるに当たって、規則に謳うのではなくて、もう教育長さんがこういうように決めますということで、運用に当たってのことなので良いのではないかというふうに考えて、規則の上では、規則に無いものについては、もう教育長が定めるというふうにしてはどうかという考えです。

宮地委員 いいと思いますね。

教育長 他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第15号はご承認をいただきました。続きまして議案第16号、香美市立小・中学校の学校医の委嘱につきまして、事務局より報告をいたします。

議案第16号「香美市立小・中学校の学校医の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 それでは、この議事に関しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
「ありません」という声あり

教育長 よろしゅうございますか。それでは、議案第16号はご承認いただきました。
続きまして議案第17号、香美市立小・中学校の学校歯科医の委嘱について、事務局よりご説明申し上げます。

議案第17号「香美市立小・中学校の学校歯科医の委嘱について」

事務局 (議案説明)

この件に関して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第17号は承認をされました。
続きまして議案第18号、香美市立小・中学校の学校耳鼻科医の委嘱について、事務局よりご説明を申し上げます。

議案第18号「香美市立小・中学校の学校耳鼻科医の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関して、ご質問、ご意見等ございませんか。

「ありません」という声あり

教育長 では、議案第18号は承認をされました。
続きまして議案第19号、香美市立小・中学校の学校薬剤師の委嘱について、事務局より説明いたします。

議案第19号「香美市立小・中学校の学校薬剤師の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件でご質問、ご意見ございませんでしょうか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第19号は承認をされました。
続きまして議案第20号、香美市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則の制定につきまして、事務局より説明いたします。

議案第20号「香美市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件、ご質問お願いいたします。

浜田委員 さきほど専決と説明されましたが、これは結果的に後のどこかで、専決になるということ？

教育次長 専決で規定するということです。

浜田委員 分かりました。

教育長 専決で規定ということでございます。
他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。
それでは、議案第20号は承認ということによろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 では、議案第20号は承認をされました。ありがとうございます。
それでは、議案第21号、香美市教育委員会教育長専決規程の制定につきまして、事務局より説明をいたします。

議案第21号「香美市教育委員会教育長専決規程の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 ご質問、ご意見等お願いいたします。

宮地委員 その専決処分をした時に、後事後報告がありませんでしたかね。

教育次長 報告をさせていただいて、結局最終的な権限は教育委員会に属することになりますので、教育長に専決をさせていただいて、あとはもう報告で、最終的には教育委員会の、報告ですけどまあ承認みたいな形になってると。

宮地委員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律を読み解いてみますと、だからいわゆる、教育長には委任が出来んということですよ、任命その他については。だから、そこで出来んの専決処理をさせるというのはどういうことになりますか。

教育長 確かに、そうですね。

宮地委員 委任が出来んの専決処理をさせるという…

教育次長 そうですね。委任する規則に人事に関することは委任することが出来ないということになってますけど、委任は多分、もう全てお願いする形やと思うんですけど、専決させていただいて、最終的には教育委員会の権限で決めていただく形にはなります。

宮地委員 そうですね。だから専決処理そのものは、まあやってやと、けれども最終的には教育委員会が責任を…

教育次長 責任を持ちますよと。

宮地委員 だから教育長きちっとそこは、十分考慮して報告してくださいよということになると思いますよ。だから委任とはちがうという形ですからね。そうした場合にこの専決処分を制定した場合に、報告しなければならないとかいう、そういう文言はもう要らないんですか。

教育次長 えーとですね。

浜田委員 多分、委任と専決、まあ行政上あるわけですけど、委任をされた場合は、権限は先ほど言ったように全て委任先に移って、まあ言うたらそうなりますわね。専決は完全に、教育委員会やったら教育委員会の全てあって、職員が例えば課長決裁とかいろいろあろうと、同じこれ専決なんですね、どこまで決裁していくか

という。だから、それが教育長になったということですよね、全て。
ほんで、まあ報告は…

教育次長 報告は必ず要る。ここへ載せるかどうかがちよっとあれなんですけど…

宮地委員 運用としてですね…

教育次長 これ香南市が専決規程を元々作っておられて、それを法制とも相談しながら、うちの専決はこれで行こうかという話にはなってますけど。

教育長 専決は報告して覆る…

教育次長 覆る想定はしてないですけど…

小松委員 専決処分をしたら、専決処分の報告だけになりますのでね、もう特別、委員会は
その報告を受けるだけです。

教育次長 議会もそうですけど。

小松委員 委員は質問だけしか出来んですね。

宮地委員 非常にその、事務処理上非常に効率よく出来るんですが、ただしこのただし書き
がここにあるわけですので、異例に属するもの、重要なものというのがあります
から、ここで縛りをつけてあるんです。だから、どうも自分だけでやるのはまず
いなどと思ったら、やっぱり教育委員会開いて、どうするかということをや
るし。勿論昇給とか給与とかで、そんなこと全部報告しよつたら、とてもじゃない
ですけども出来ませんわね、実際には。

浜田委員 これもう一つ。
これは教育委員会の権限に属するものは専決さすという段階やけど、市長の権
限の部分を教育長に専決させることは考えてないんですか。

教育次長 それは考えてないですね。

浜田委員 全て市長まで上げるっていうのは、上げなくてもいい事項がいろいろあるんや
ないかと、管理の分とかいろいろ。

宮地委員 多分香南市も県教委とすり合わせした上でやと思うんですけどね。県のやっばり専決処理もこういうふうになってるんじゃないかと思うんです。人事なんかも、管理職人事は付議してましたから、ただ一般の、それ以外の教職員については、もう処理してましたんでね。

教育長 そうか。

宮地委員 だから、多分その県とすり合わせした上じゃないかなと思うんですけどね。

教育長 なるほど。

小松委員 私が言いたいのは、委員の委嘱の分の専決処分です。それはこの（１）か（４）？

教育次長 （１）ですね。

小松委員 （１）ですか。

教育次長 はい。

小松委員 このその他に入るんですね。

教育次長 そうですねえ。

小松委員 その他の人事。

教育次長 はい。

宮地委員 職員ってということですか。

教育次長 委員人事です。

宮地委員 委員？

教育次長 社会教育委員さんとか。

宮地委員 ああ、あのたくさん委員ですよ。

小松委員 高知市もそれは似たような内容ですか。

教育次長 高知市を調べてはないです。

浜田委員 分けたほうが、もしその委員さんというのは大体外部の方が多いから、職員はあくまでも職員で…

教育次長 (2)、括弧を増やして。

浜田委員 1つ増やして、要は外部の方とは違うような、この人事は、思うのですが。

教育次長 分かりました。また法制に聞いて、分けるように。

浜田委員 小松さんが言われるように、思います。

宮地委員 例えば一般の教職員であっても、いわゆる懲戒処分とか分限処分という形になってくると、これはもう教育長の専決では非常に問題になりますので、こういったものはだから異例に属するものとか重要なものということで、そこに括りがあると思うんですけどね。

教育長 そういうことがないと教育長大変やない。

宮地委員 大変です、大変です。

小松委員 全責任を取らんといかん。

浜田委員 けどやっぱり専決が無いと、細々したこともすくってあげないかんので、もう一つ下まで、例えば次長決裁とかね、いろいろあっても別に、事務がほんとに全部上げて伺わないかんなんと、例えば教育長がいなかったか、委員会がなかなか開けない場合で、細かいことをパッパと決めていかないかんことを…

教育長 そうですね、だからやっぱり別で起こすと…

宮地委員 その辺また、私らもあんまり細かいことまで承知していませんので、県ともすり合わせていただいたらいいです。

教育次長 分かりました。

宮地委員 なんかやっぱり法に抵触せんようにしていただきませんか、お願いしたいと思
います。

教育長 それでは、県とのすり合わせなどに、情報をもう少し集めていただくなりして…

教育次長 専決規程を。

宮地委員 そうですね。

教育長 ということでしょうか。
それでは、議案第20号はそういう条件のもと承認されたということでしょうか。
よろしいですか。

「はい」という声あり

ありがとうございました。
以上、全ての議事は終了いたしました。

(閉会時刻：午前10時12分)